

女性が健康に安心して暮らせるまち

市は、「日本一女性にやさしいまちづくり」の一環として、さまざまな事業を展開しています。今回は、健康推進課での取り組みを紹介します。

問い合わせ 健康推進課 池田公子 ☎(23) 0027

新制度 不妊治療医療費助成

本年4月から、これまで自費診療だった不妊治療への保険適用が実施されています。市では、「日本一女性にやさしいまちづくり」を推進し、不妊治療を受ける夫婦の経済的な負担をさらに軽減するため、保険適用後の不妊治療費についても助成しています。

対象者（①～⑤の全てに該当する人）

- ① 不妊治療を受けた夫婦で、不妊治療以外の方法では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された夫婦
- ② 妻の治療開始年齢が43歳未満の夫婦
- ③ 市民税などを滞納していない夫婦
- ④ 法律上婚姻している夫婦（事実婚姻関係にあるものも対象とする）
- ⑤ 夫または妻、もしくは両者の住所が牧之原市にある夫婦

助成の対象となる不妊治療

- ▼ 一般不妊治療（タイミング法、人工授精）
- ▼ 生殖補助医療（特定不妊治療）（体外受精、顕微授精、男性不妊の手術）

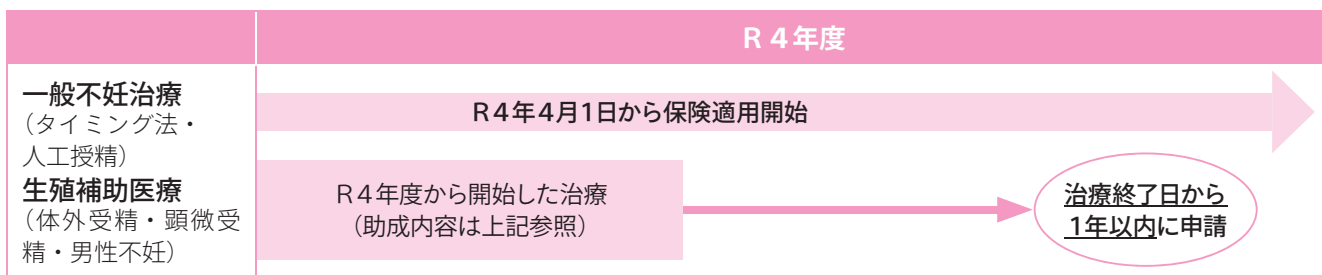


＊保険診療を併用できる先進医療費を含む。
＊第三者の精子、卵子などを用いた生殖補助医療・保険診療を実施していない医療機関での治療は対象外。

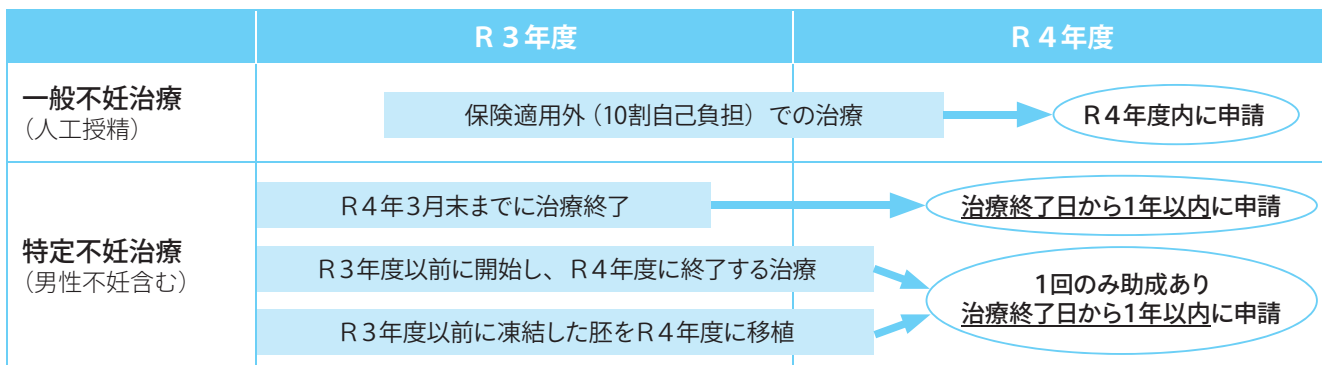
助成の内容

- ▼ 医療機関の窓口で一度医療費を支払い、後日申請する償還払い
- ▼ 不妊治療費の自己負担分（※）から高額療養費・付加給付金などを除いた額の2分の1
- ▼ 夫婦1組の1年度当たりの助成額は30万円

【新制度】 R4年度から開始した不妊治療は、R4年度からの市助成制度を適用



【経過措置】 R3年度からR4年度で年度をまたいだ治療は、R3年度までの市助成制度を適用



- ▼ 助成年度・回数の制限なし
- ＊自己負担分（※）保険適用3割負担分、保険適用の回数制限を超えた10割負担、先進医療10割負担

申請に必要なもの

- ▼ 不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ▼ 「一般不妊治療受診等証明書」または「生殖補助医療受診等証明書」
- ▼ 夫と妻の「戸籍謄本」または「戸籍全部事項証明書」
- ▼ 不妊治療に係る医療費の領収書原本
- ▼ 同意書
- ▼ 高額療養費・付加給付金・他法公費負担などの給付がある場合はそれぞれの決定通知書
- ▼ 事実婚姻関係に関する申立書（事実婚姻関係のときののみ）
- ▼ 印鑑
- ▼ 振込先の通帳

申請期間

治療終了日の翌日から起算して1年以内

新規 子宮頸がんワクチン 任意予防接種費用助成

市では、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン（子宮頸がんワクチン）の積極的勧奨の差し控えにより、定期予防接種の機会を逃した対象者のうち、任意予防接種を受けた人に対し、接種費用の一部を助成します。この助成を受ける場合は、申請が必要です。

対象者

定期予防接種の機会を逃した「平成9年4

- ① 令和4年4月1日時点で牧之原市民である
- ② 16歳となる日の属する年度の末日までに、HPVワクチンの3回の定期接種を完了していない
- ③ 17歳となる日の属する年度の初日から令和3年度の末日までに、日本国内の医療機関で「組換え沈降2価HPVワクチン」または「組換え沈降4価HPVワクチン」の任意接種を受け、実費を負担した
- ④ 助成を受けようとする接種回数分についてキャッチアップ接種を受けていない

申請方法

必要書類を添えて、健康推進課（さざんか内）に申請してください。

申請に必要なもの

- ① HPV感染症に係る任意予防接種費償還金申請書兼請求書（様式第1号）
 - ② 接種費用が確認できる領収書
 - ③ 接種記録が確認できる母子健康手帳、予防接種済証または接種済みの記載がある予診票など（写し）
 - ④ 振込先口座の通帳
 - ⑤ 印鑑（シャチハタは不可）
- ＊③が用意できない場合は、「HPV感染症に係る任意予防接種費償還金申請用証明書（様式第2号）」を提出してください。

申請期限

令和7年3月31日

追加

多胎妊娠健康診査

単体妊娠よりも負担の大きい多胎妊娠（双子以上）の妊婦がより安全に健康な赤ちゃんを産むための支援として、本年度からスタートしました。

対象者

牧之原市に住所がある、多胎妊娠（双子以上）と診断された妊婦

受診券の交付

母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査票（14回分）と一緒に発行（5回分）

受診方法

多胎妊婦健康診査票（受診票）を医療機関へ提出

健診回数

妊婦健康診査を14回全て受診した後、追加で5回を限度として受診

県外里帰りをする場合

多胎妊婦健康診査票は使えません。里帰りの1カ月前に健康推進課に申請をしてください。受診時は実費を医療機関へ支払い、後日償還払いとなります。詳しくはお問い合わせください。

新規

妊産婦特定疾患 医療費助成

妊娠により起こりやすい、次の病気についても医療費の助成を開始しました。詳しい内容は、広報まきはら6月号の21ページに掲載しています。

対象となる疾病

- ▼ 妊娠高血圧症候群
- ▼ 妊娠に起因する糖尿病・貧血
- ▼ 切迫早産
- ▼ 切迫流産（流産に係る手術費用を除く）

